

熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）改訂案作成に向けた整理表（令和6年12月 書面開催分）

委員名	委員からの意見（概要）	取扱	検討結果・修正内容
坂本 委員	「生物多様性の保全」に関する記述が少なく弱いと感じる。 今回の改訂案には国際目標である「30by30」を意識した文言を入れるべき。前文や「1県土利用に関する基本構想」などに「生物多様性に配慮した…」等を適宜追加して、県も30by30に向けて努力している姿勢を見せることは大切。	反映	・御意見を踏まえ以下のとおり修正しました。 改訂案2ページ ②豊かな自然環境 「～、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、（中略）これに適応し、自然と調和した生物多様性の保全に配慮した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。」
竹内 委員	改訂案5ページ「（iv）安全・安心を実現する県土利用」において、「水災害」は「豪雨災害」又は「気象災害」とした方がよい。その次の行の「水災害対策」は「土砂災害と洪水災害の」と具体的に書く方がよい。	修正しない	「水災害」及び「水災害対策」は、流域治水に関する国交省の資料や国土利用計画（全国計画）において用いられている表現であるため、そのまま準用しています。
	改訂案20ページ「（3）県土の保全と安全性の確保」において、「熱海市で発生した土砂災害」の後に「令和6年元日に発生した能登半島地震」を追加してほしい。能登半島の地形は天草と類似するところがあり、課題や教訓を踏まえる必要がある。	反映	御意見を踏まえ以下のとおり修正しました。 改訂案20ページ 「～、令和3年（2021年）に静岡県熱海市で発生した土石流災害及び令和6年能登半島地震を踏まえ、～」
仁科 委員	熊本県の雄大な自然と豊富な地下水は今後も引き続き守っていくべきものであり、計画でもっと強調してもよいのではないか。	記載済み	本県の自然環境や地下水の保全については「1（2）県土利用の基本方針」の「（ii）自然環境・文化・美しい景観を保全・再生・活用する県土利用」や「（iii）地下水の保全に配慮した県土利用」、「2県土利用の基本方向③自然維持地域」及び「4（5）自然環境の保全・再生と美しい県土の形成」などに記載しています。
	工場進出による環境への影響は大きな懸念がある。県は水俣病の被害を忘れてはならない。工業地域は限定的なエリアとし、新たな公害や県民の健康な生活への影響がないようにすべきであり、公害が発生しない工業地域を目指す必要がある。	記載済み	・工業用地については、改訂案12ページ「(2)利用区分別の県土利用の基本方向⑦工業用地」において、周辺地域の環境や景観の保全、また農地等の土地利用にも配慮しながら必要な用地の確保を図ることとしており、加えて、工場跡地の土壌汚染の調査や汚染対策、工場・事業場で使用される有害物質等の地下浸透防止策を行うこととしています。 ・また、25ページ「（5）自然環境の保全・再生と美しい県土の形成」のサにおいて、大規模な開発事業を行う場合は、事業者が法及び条例に基づいた環境影響評価を実施し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き十分な環境保全対策等を実施することにより、環境に配慮した事業計画としていくこととしています。 ・なお県では、知事を本部長とする「熊本県地下水保全推進本部」を設置し、半導体関連企業が集積する地域周辺を含む地下水位の観測及びリアルタイム発信や、法令等に基づく規制物質の監視に加え半導体工場の稼働前後で法令等で規制されていない物質の変化を確認する環境モニタリングを実施するなど、関係部局が連携し、市町村や関係団体と協力して地下水の確実な保全に取り組んでいます。
	改訂案22ページ「（5）自然環境の保全・再生と美しい県土の形成」のイで3 Rとサーキュラーエコノミーが一文に併記されているが、循環型経済は産廃やリサイクルとは異なる概念であり、別に一文を起こしてしっかり記述すべき。	反映	県では、産業廃棄物の適正処理や3 Rを含めた形でのサーキュラーエコノミーに取り組む予定です。 ご意見を踏まえ、一部を元に戻した上で本文に追加しました。 改訂案23ページ 「イ 循環型社会の形成に向け、（略）3 Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済から、持続可能な形で資源を循環的に利用するサーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行に取り組む。」
	また、自然環境の保全についての記述で水系の保全に関する記述が見られないので、阿蘇の原野に加え、その地下にある水源、水系の保全についての記述を加えるべき。	記載済み	地下水の保全については、改訂案23ページ（5）エのほか、各所において記載しており、これらには阿蘇地域の地下水系も含まれています。

委員名	委員からの意見（概要）	取扱	検討結果・修正内容
高野 委員	TSMC周辺地域における渋滞問題への対処策が16～17ページの道路整備のみであるが、それで十分なのだろうかと感じる。土地利用をコントロールすることで公共交通の利用しやすい都市づくりへと誘導していく長期的な視点が本計画に期待される役割ではないか。 端的には7ページ「2県土利用の基本方向 ①都市」で言及している「エコ・コンパクトな都市づくり」という理念に通常含まれている公共交通機関の促進と自動車利用の抑制が渋滞対策に長期的に有効な施策でもあるという両者の関連性を明示できないか。 国レベルや他の自治体が積極的に打ち出せているとは言えない現状では、本視点を盛り込むことは冒険的で十分な議論を経ないと難しいかもしれないが、県政において今後ぜひ検討・推進してもらいたい。	反映	御意見を踏まえ以下のとおり修正しました。 改訂案17ページ 加えて、半導体関連産業の集積を踏まえた交通渋滞解消に向け、セミコンテクノパーク周辺の道路整備を <u>周辺市町と連携して</u> 集中的に進めていく <u>とともに、公共交通が利用しやすいまちづくりを進めていく。</u> なお、県では「熊本県渋滞解消推進本部」を設置し、「自動車1割削減、渋滞半減、公共交通2倍」をキーワードに、市町村や関係機関と連携の上、道路施策と公共交通施策の連携を図りながらエリア毎の特性に応じた交通ネットワーク強化に取り組んで参ります。また、都市圏の目指すべき将来像を実現するための都市交通体系を示す「熊本都市圏都市交通マスタープラン」については、並行して策定を進めている「熊本都市計画区域マスタープラン」や地域のまちづくり計画とも整合を図りながら令和7年度中の策定を予定しています。
塩本 委員	改訂案5ページ「（iv）安全・安心を実現する県土利用」において、「危険な<u>盛土等</u>を包括的に規制することによる<u>盛土等</u>の安全性確保など…」と「盛土」が続き違和感があるので、前半を「危険な造成」又は「危険な開発」に変えてはどうか。	反映	盛土規制法における規制の対象には、造成だけでなく土石の一時的な堆積なども含まれていることから、御意見を踏まえ以下のとおり修正しました。 改訂案5ページ 「危険な盛土等を包括的に規制することによる <u>周辺地域</u>の安全性確保など…」